

## 令和5年度（一社）おもてなしICT協議会 参画企業・団体募集要項

### 企業の枠を超えた共創によるICT基盤整備の実現を目指して

我が国は、優れた先端情報技術を有する技術立国であると同時に、自然・文化・気候・食において類まれな特徴を有する観光資源を有しています。一方で、世界は大きな変革の時にあり、SDGsを中心とした新たな社会の在り方をもとめて様々な試みが進められています。そして我々は、この変革の時こそ、「地方創生」を進め「継続的成長」を成し遂げるための布石を打つ、チャンスかつ重要な局面であると理解しています。

この状況を鑑み、スマートシティサービスによる地域情報社会の高度化と永続化、ポストコロナを見込んだ新しい観光立国構築の推進、社会全体のICT化の実現などを通し、観光を含む各地域の幅広い業種が一丸となって取り組める環境づくりを進めて参ります。すなわち、従来取り組んで参りました観光ICTに加え、その適用範囲を拡大した地域社会ICTの2つを柱とし、今後も継続的に社会貢献に取り組めます。

これらの実現には、地域住民やその地域を訪れるみなさまに、ICTを用いた高度かつ気配りの利いたおもてなしサービスを提供することが重要です。地域の衣食住を支えるインフラの利用便宜を向上させ、サービスの質を高めること、国内利用者のみならず訪日外国人のお客さまからみた観光体験の質を高めることを念頭に先進的ICTおもてなしサービスを構築し、顧客価値、提供満足度を向上させる取り組みを推進します。さらに、多様な商品・サービス・ソリューションを提供している企業の参画と、企業の枠を超えた商品開発や事業活動といったパートナーシップの構築を同時に達成することで、その推進を加速します。

会員間の技術や資本を生かした商品開発や販売・宣伝・物流の開拓や高度化による新たな統合マーケティングは、対象地域の生活者や行政のみならず社会すらも巻き込み、業界の枠や国境すらも超えた、広く共存共栄する未来の共創モデルの構築にもつながります。当協議会はこの共創モデルの構築に貢献します。

一般社団法人おもてなしICT協議会

理事長 西 宏章(慶應義塾大学 教授)

## I. 協議会の基本的な考え

従来の「観光ICT」という柱に加え、令和4年度から新たに「地域社会ICTスマートシティ」というテーマを第二の柱として掲げる事とした。観光業界においては、コロナ渦の状況で会員企業の経営環境が厳しい状況を踏まえ、特別賛助会員という新たな会員区分を新設し、新規会員の間口が広がり、会員数の増に寄与した。また会員企業の増加に伴い、Slackなどツール活用により会員間のコミュニケーションも活発になり、長らく開催を延期していた分科会や連絡協議会も復活させることができ、昨年度はコロナ後を見据えた反転攻勢の準備の一年となった。

今年度については、本格的な再開が見込まれるインバウンドの地方誘客や観光消費の拡大を促進に向けて、大きく動き出す躍動の年になることが期待し、協議会の2つの柱である観光ICTと地域社会ICTの分野において、以下の取り組みを行う事とする。

### ① 観光ICT：新しい生活様式の観光

新年度の幕開けは、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた観光業の立て直しを図るべく、ウィズコロナの新しい生活様式をふまえた旅行ニーズやデジタル化に対応した事業再構築、さらには再開したインバウンドの回復に備えるといった、多くの課題が山積みとなっている。

観光分野は、設立当初より訪日観光における潜在的コンテンツや新たな観光コンテンツの開拓・育成に取り組んできた。さらにデジタル市場の拡大を鑑み、デジタル技術の導入やDXを会員企業とともに取り組んできた。単に作業の省力化を図る、あるいは情報・体験をデジタル化するのではなく、Society5.0時代を意識しながら、会員企業とともに観光コンテンツ及びエリアマネジメントを創出し、消費拡大と消費額の増加を目指す取り組みをこれからも継続していく。

そして国民の観光に対するニーズはより高まっており、観光需要は急増の傾向にある。こうした世の中の動きを踏まえ、デジタル技術を活用して観光地経営の改善等を図るなど、ポストコロナを見据えた取り組みを早急に推進する。具体的には、観光地の地域内、地域間、事業者間のデータやシステムの連携、さらにはオンライン配信技術等を活用した新たなコミュニケーション戦略による来訪需要の創出、XRや5G等を活用しながら、地域関係者と一体となって観光地経営の売上増加、コスト削減、リピート率の向上等につながる取り組みを積極的に行っていく。

### ② 地域社会ICT：デジタル実装を通して地方を元気に！

スマートシティの分野においては、政府は地方からデジタルの実装を進め、新たな変革の波を起こし、地方と都市の差を縮めることで、世界とつながる「デジタル田園都市国家構想」の実現に向け、デジタル実装を通じた地方活性化を推進している。ICT技術や官民各種のデータを活用した市民に寄り添ったサービス提供、各種分野における都市や地域が抱える課題解決を行い、新たな価値を創出し続ける持続可能な都市や地域づくりが求められている。スマートシティとは、このデジタル田園都市国家構想を牽引するものであり「次世代に引き継ぐ基盤となる都市と地域づくり」の展開を見据えて、当協議会も結成当初からデジタル田園都市国家構想応援団に加入し、会員企業とともに力を合わせてこのデジタル実装に向けた取り組みを推進していく。

## Ⅱ 「協議会の取組み指針」

当協議会の指針を、次の通りに定めます。

- 一つ、「訪日外国人・国内旅行者に対するおもてなし観光によって創生される地域連携がもたらす新しい経済圏の構築」
- 一つ、「ICT活用による大域的な総合評価向上的サービス提供に終始しないロングテールも意識した個別満足を提供」
- 一つ、「地域住民に説明可能とし理解を得やすい新たな観光インフラの構築」

## Ⅲ 事業取組み方針

- (1) 過去の取組みで構築してきたICTソリューションの社会実装を目指す。
- (2) 社会実装の要となる地方自治体の参画を取り組みの柱とする。
- (3) 会員のマネタイズ(収益事業化)を図るICTソリューションをベースにした事業計画、運営体制とする。
- (4) 会員が提供するICTソリューションの拡大につながる公募事業提案を通して、地域サービスを中心とした様々なソリューションの展開に挑戦する。
- (5) ICTを活用した地方創生を推し進める。政府が主導するデータ主導型社会の実現、Society5.0の指針に関して、各自治体の検討が加速している状況を踏まえ、企業の共創モデルのソリューションで解決できる取組みを展開する。
- (6) 内閣官房、経産省、国土交通省などが実施する公募への提案活動を通して、上記実施を加速させる。
- (7) 上記範囲において、協議会会員の持つ商品やソリューションを提案する。
- (8) 上記について、特に観光・地域ICT化・スマートな社会の実現を柱に取り組む。

## Ⅳ 「令和5年度の取組み」(現時点で検討している範囲に基づく)

公募案件の獲得に向けた共同提案活動の実施

### ① 観光ICT

<観光庁案件>

- ・観光庁：観光再始動事業
- ・観光庁：「インバウンド受入環境整備高度化事業」
- ・観光庁：「地域一体となった観光地・観光産業の再生・高付加価値化」事業

### ② 地域社会ICT スマートシティ分野

<デジタル庁案件>

- ・デジタル田園都市国家構想案件

<総務省>

- ・地域デジタル基盤活用推進事業

### ③ 協議会の取り組み

- ・ 会員間の情報共有（公募案件情報や会員各社のプロダクト情報、業界全体の事例紹介等）
- ・ 分科会（ワークショップ）の開催  
事業テーマ：健康 / 観光メタバース / スマートシティ
- ・ データ連携基盤（共通プラットフォームさいたま版）の事業計画及び運営体制の構築と技術情報の共有
- ・ データ連携基盤（共通プラットフォームさいたま版）の横展開  
デジタル田園都市国家構想案件 獲得活動

#### <会員構成>・・・ 本会定款 第5条（法人の構成員）

- （1） 正会員 本会の目的に賛同して入会した個人及び団体
- （2） 賛助会員 本会の事業を賛助するために入会した個人及び団体

#### <役員>・・・ 本会定款 第19条（役員の設置）

- （1） 理事 2名以上5名以内
- （2） 監事 1名以上2名以内  
尚、理事のうち1名を理事長とし、副理事長を各1名置く。本会の理事長を一般社団法人法上の代表理事とする。

#### <協議会会員資格>

本会の設立趣旨にご賛同いただく個人・法人・団体。ただし、本会定款の第6条規定により、入会は理事会においてその可否を決定することになります。

#### <会議体>

社員総会、理事会を除く常設の会議体

- （1） 事業協議委員会…事業計画立案、理事会への提案、事業進捗のモニタリングと評価
- （2） ワーキンググループ/分科会…テーマ別共創モデルを実現するための具体的な議論の場
- （3） 連絡協議会…会の事業進捗や外部有識者講演の勉強会、会員間の情報交換の場

「積極的な会員の募集」

昨年度より、賛助会員区分を年会費10万円(賛助会員A)、無償(賛助会員B)の2つの区分で構成している。賛助会員Aは、連絡協議会のレギュラーメンバーとし、理事推進により分科会メンバーとしても参加できるようにすることで、より活動を活発化させる。但し、定款でいう社員総会議決権は必要会費(50万)に達しない為、保有しない。賛助会員Aの呼称は「特別賛助会員」賛助会員Bは「賛助会員」とする。

## 【会議体別参加資格】

会員種別					
	理事会	社員総会	事業協議委員会	分科会	連絡協議会
正会員（理事）	●	●	●	●	●
正会員（社員）	—	●	●	●	●
特別賛助会員	—	—	—	●	●
賛助会員	—	—	—	▲	▲

※特別賛助会員は民間企業が対象です。実証事業や研究協力・情報共有等を目的とした会合に参加可能です。  
 ※賛助会員は、地方自治体・大学・研究機関・非営利団体などが対象となります。

**理事** 議決権を有し協議会活動に参加できる。  
 理事会、総会、全ての会議体にレギュラーとして参加資格を有する。  
 案件単位の検討プロジェクト等(分科会)の検討段階からの参加及び事業提案が可能。  
 会員企業に対しての情報発信を可能とする(発信元、送付に関しては事務局にて行う)。

**社員** 議決権を有し協議会活動に参加できる。  
 また理事会、事業協議委員会以外の会議体にレギュラーとして参加資格を有する。  
 理事が認めた場合に限り、事業協議委員会への参加が認められる。案件単位の検討プロジェクト等(分科会)の検討段階からの参加及び事業提案が可能。会員企業に対しての情報発信を可能とする(発信元、送付に関しては事務局にて行う)。

**特別賛助会員(賛助会員A)**  
 主に情報共有を目的として活動に参加。分科会/連絡協議会へ参加できる。  
 会員企業に対しての情報発信を可能とする(送付については事務局判断)。

**賛助会員(賛助会員B)**  
 主に情報共有を目的として活動に参加。分科会は理事の推薦により情報共有を目的として参加できる。会員企業に対しての情報発信を可能とする(送付については事務局判断)。

<募集会員種別／令和5年度年会費>

正会員(理事)	100万円以上
正会員(社員)	50万円以上
特別賛助会員	10万円
賛助会員	不要

尚、本会定款第16条の規定により、社員総会における議決権は会費50万円につき1個。

<入会のお手続き>

所定の本会会員入会申込書に必要事項をご記入の上、メール（ご捺印後PDF）又は郵送にて、下記記載の本会事務局宛にお申込みください。

<登録情報の変更につきましては、変更事項のみをご記入の上、同様に本会事務局宛にお申し込みください。>

[申込書送付先およびお問い合わせ先]

送付先 〒105-0013

東京都港区浜松町2丁目2番15号 浜松町ダイヤビル2F

(一社)おもてなしICT協議会 事務局

TEL 03-4363-0963

E-mail: koizumi@omotenashi-ict.jp (担当 小泉三奈子)

年会費の振込みにつきましては、個別に事務局より請求書を送付いたします。

以上